

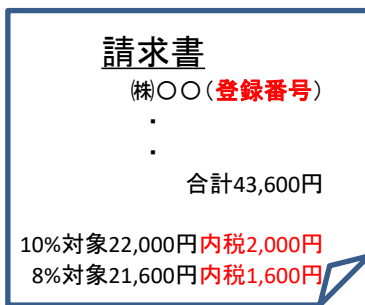
法人設立は2021年10月までに！？

2023年10月よりインボイス制度が始まります。インボイス制度により、消費税の免税事業者のメリットがなくなることをご存じでしょうか。いわゆる益税と呼ばれるものですが、インボイス制度により無くなる可能性があります。

I 消費税の益税とは？

原則として、2年前(基準期間といいます)の課税売上高が1,000万円以下であると消費税を納める義務がありません。消費税を納める義務がないということは、お客様に消費税を請求しないはずですが、ほとんどの免税事業者は消費税を含んだ請求書を発行しています。**免税事業者の消費税は、国に納めることなく、免税事業者の懐に入ることになります。**これが「益税」と呼ばれているものです。免税事業者が消費税を請求することは違法ではなく、消費税相当額を含めた金額が免税事業者の売上であるとされています。

II インボイス制度とは



インボイスとは請求書のことで、消費税のインボイス制度とは、正式には適格請求書等保存方式といい、2023年10月以降、登録事業者が発行する**適格請求書等の保存を要件として、消費税の控除(仕入税額控除)を認めることとする制度**です。

左が適格請求書等のイメージです。請求書に消費税を記載する場合、会社ごとの登録番号が必要とされ、この登録番号は課税事業者でないと取得することができません。つまり、インボイス制度開始後は、免税事業者は消費税を記載した請求書を作成することができなくなります。

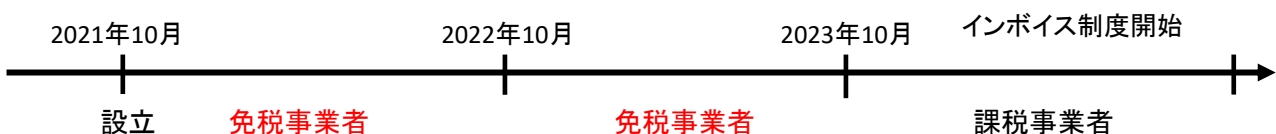
III インボイス制度開始後、どうなる？

下図のように、インボイス制度により免税事業者は消費税相当額を受け取れなくなるため、免税事業者のままだと約10%の値下げと同じことになり、インボイス制度開始前より利益が減ります。そのため、免税事業者でも課税事業者として申告する制度で、**あえて課税事業者を選択し、減益の影響を少なくする場合などがあります。**

	インボイス開始前 (免税事業者)	インボイス開始後 (免税事業者)	インボイス開始後 (課税事業者を選択)
売上	880万円	800万円	800万円
仕入	550万円	550万円	500万円
利益	330万円	250万円	300万円 (消費税納税30万円)
影響	益税あり	益税がなくなり 80万円減益	減益は30万円 消費税の納税あり

IV 法人設立は2021年10月までがお得

基準期間の課税売上高が1,000万円以下なら、免税事業者になるとご説明しましたが、2年前の売上がない新設法人の場合はどうなるでしょうか。原則は、基準期間がない場合も免税事業者となります(※)。



IIIで示したようにインボイス制度開始後は、免税事業者のままであることが難しい場合があります。上の図のように**2021年10月設立、9月決算とすると、免税のメリットを最大限の2年間享受できます。**法人成りを検討している個人事業主の方、新しい事業で関連会社を設立しようとしている経営者の方は、消費税の免税メリットも含めて法人設立の時期をご検討ください。

※消費税の納税義務は、新設＝免税とならない場合が多々あります。ぜひ、法人設立前にご相談ください。